

令和2年度事業計画書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

三田市シルバー人材センター設立から30年以上の長年にわたり、雇用を前提とせず、生きがいと健康維持を目的に、就業することを希望する高齢者を対象に、地域社会に貢献できる事業を推進してきたところです。

しかしながら、昨今の現状としては、入会当時は「生きがい」と「健康維持」を就業目的とする会員が、過半数を占めているものの、その後のアンケート調査では、「就業(収入)」を重視とするとの回答が多く、理想と現実の違いが表面化している状況と考えます。

また、定年齢65歳の推奨、年金支給開始年齢の引き上げ、延長雇用・再雇用など働き方改革による高齢者の労働力への期待、健康寿命が伸びるなど、目まぐるしく変化する高齢者の周辺環境において、シルバー人材センターは、就業機会を得る団体の一つとして選択されているというのが実態と思われまます。

会員の拡充とともに事業を発展させるという考えもありますが、シルバー人材センター事業について、更なる普及啓発事業の検討や、入会説明会の内容を充実させるなどし、単に就業機会を紹介または、提供するハローワークや、他の派遣事業者等との違いを明確にし、本事業の趣旨や目的を十分に理解していただける方に、会員として入会してもらうことが、今後のシルバー事業の発展につながると考えます。

また、継続的な取り組みとして、厚生労働省が掲げるガイドラインによる、適正就業の推進につきましても、事業実績に大きく影響することから、就業実態の把握と、就業会員及び発注者双方の十分な理解を得つつ、監督、指揮、命令が伴う就業に関しては、派遣事業での受注へと促していきます。

よって、本年度は、従来の事業運営を踏襲しつつ、社会情勢に応じた方策をもって事業運営に努めていきます。

令和2年度の主となる事業

1. 高齢者の実態に応じた取り組み

単にシルバー事業の概要や、就業紹介の流れを説明するにとどまらず、高齢者を取り巻く就業環境、経済状況等を把握しつつ、ハローワークや派遣事業、他の求人事業との違いを説明し、シルバー事業への理解を深めることに努めます。

また、既存の会員に対しても、加齢に伴う健康状態及び体力、能力、希望職種等の変化を把握できる、実態調査を実施します。

2. 就業機会の拡充に向けた取り組み

後期高齢者となる会員については、就業機会が希薄なことから、特に民間企業を対象に、一連の就業から高齢者向きの軽作業を分離した依頼を提案する等、能動的な就業開拓に努め、就業機会の確保に努めます。

また、シルバー事務局においても、職員の業務を軽減できる作業を会員に委託する等、就業機会の確保にむけた検討を行います。

3. 会員拡充の取り組み

会員拡充及び退会の抑制のため、市内の協力店舗の顧客獲得と併せて会員へのサービス提供を行う「会員ポイント制度」を実施します。

4. 適正就業の推進

高齢者の就業実態と共に多様化する依頼に対して、受注の可否を簡易的に判断できる内規を制定し、今以上に適正就業推進を図ります。

また、既に就業中の受注に関しても、適正就業に反する状況がみられる場合は、発注者や就業会員の理解を得つつ状況の改善に努めます。

具体的な方針

1. 就業に関する情報の提供

(1) 市行政・市内関係機関・他市シルバー人材センター及び民間企業との情報交換や県シルバー人材センター協会などが実施する研修会に参加し、情報の収集を行います。また、「シルバー・エコー」、市民向け広報紙「Now」の他、既存ホームページの改善や、SNSの活用を通じて収集した情報の提供を行います。

(2) 普及啓発及び会員拡充

各種イベントへの参加を積極的に行い普及啓発に努めます。

- ・ 三田駅前のキッピースクエアにおいて、「シルバーマルシェ」を自主開催し、会員募集や物品販売を行いつつ、普及啓発に努めます。
- ・ 市内各地で開催される催しに積極的に参加し、普及啓発に努めます。「七夕フェスティバル」「えるむプラザまつり」など。
- ・ 会員普及啓発活動事業の推進
イベント等に参加した会員に対し謝金を支払い、シルバー事業の普及啓発を促進します。
- ・ 市及び関連団体との連携による会員拡充
出張説明会
合同面接会

2. 就業機会の確保及び提供

(1) 就業相談の実施

就業機会の拡充及び情報収集のため、各種相談会を開催します。

- ・ 「仕事の相談日」(毎月第3水曜日)
- ・ 「女性限定相談会」
- ・ 「75歳以上限定相談会」
- ・ 会報誌による就業関連情報の掲載。(毎月1回)

(2) 会員との意見交換

- ・ 職種班等(駐輪場管理業務、除草班、植木剪定班、広報紙配布業務等)
- ・ サークル、同好会代表者

(3) 入会希望者への説明会の開催

- ・ 入会説明会(毎月第2金曜日)

(4) 市担当課との連携を図り、地域社会に貢献すると共に、計画的な事業を推進します。

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に関する取組み
- ・ 空き家等対策事業に関する取組み
- ・ 駒ヶ谷運動公園子育て交流広場への参画
- ・ 三田市ふるさと納税応援事業への返礼商品登録
- ・ 竹林保全整備事業への参画

(5) 他の団体等と連携を図り、高齢者の就業機会確保に努めます。

- ・ ハローワーク三田、三田市商工会等との連携
- ・ 生涯現役ネットワーク連絡会

(6) 就業開拓活動事業

会員自らが新規の受注を開拓したことに対し、謝金を支払い、事業拡充を推進します。

3. 独自事業の取組み

年間事業計画を基に、就業会員と事務局の意思疎通を図りながら、自立を目指し事業運営を行います。

また、販路拡大、就業形態の見直し、就業人員の増強や、行政との連携により、事業の発展に努めます。

- ・ 「シルバーマルシェ」(三田駅前 キッピースクエア:年10回開催)

4. 安全・適正就業推進事業

(1) 安全適正就業の普及啓発

- ・ ペナルティ制度の施行による事故の抑制と検証
- ・ 安全就業パトロール(年12回)の実施
- ・ 「安全就業会報」(年4回)の発行

- ・ 無事故・無違反運動「チャレンジ100」への参加
- (2) 適正就業ガイドラインに沿った受注状況の検証及び対応
- (3) 会員の健康管理についての啓発
- (4) 事故発生後の検証による再発防止

5. その他の事業

- (1) 地域就業機会・創出拡大事業
市内で増加傾向にある空き家を対象に、屋内外点検や散水、郵便物の確認等を所有者に代わって行い、市が行う空き家等対策計画に沿った事業を行います。
 - ・ 空き家見回り事業
- (2) 講習会・研修会の実施
会員の能力開発、技能の向上及び安全就業を図るため各種講習会を開催します。
 - ・ 草刈機械講習会
 - ・ 植木剪定講習会
 - ・ 心肺蘇生講習会
 - ・ 交通安全講習会
- (3) 福利厚生取り組み
会員の相互扶助及び福利厚生と親睦を図る事業を実施すると共に、地域班活動事業廃止による影響を検証します。
- (4) 一般労働者派遣事業の実施
適正就業の推進の一環とし、高齢者向きで雇用を前提とした受注に関して、紹介責任者を配置し、派遣事業を実施します。
- (5) 有料職業紹介事業の実施
担当者を配置し有料職業紹介事業を実施します。